明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○重要通信を行う機関を指定する件の一部を改正する件（総務二三二）　一
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件（政治資金適正化委四三）　二
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、その旨を公告する件（同四四）　二
○万国郵便連合憲章の第八追加議定書へのマラウイ共和国の加入等に関する件（外務二二〇）　三
○世界貿易機関を設立するマラケシュ協定へのサモア独立国の加入のための議定書のサモア独立国による受諾に関する件（同二二一）　三
○肥料取締法施行規則第一条第一号ホの規定に基づき、農林水産大臣が指定する材料を定める件（農林水産八七五）　三
○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（同八七六）　三
○保安林の指定を解除する件（同八七七～八八四）　三
○肥料の仮登録の有効期間を更新した件（同八八五）　三
○ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律第十三条第三項の規定に基づき会員制事業協会から名称変更の届出があった件（経済産業一四四）　四
○特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第十九条第四項の規定に基づく登録特定原動機検査機関の登録に関する件（経済産業・国土交通・環境五一）　四
○特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第二十六条第二項の規定に基づく登録特定特殊自動車検査機関の登録に関する件（同五二）　四
○高速自動車国道に関する件（国土交通七一四）　四
○佐賀空港の施設について告示した事項に変更があった件（同七一五）　五
○一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があった件（同七一六）　五
○漁船の操業を制限又は禁止する区域及び期間並びにその条件を定めた件の一部を改正した件（防衛一二二）　六
○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用、使用条件変更及び追加提供が決定された件（同一二三）　七
○都市計画に関する件（東北地方整備局一〇六、一〇七）　七
〔国会事項〕　八
〔人事異動〕
内閣法制局　金融庁　財務省　八
〔叙位・叙勲〕　三
〔皇室事項〕　四
〔官庁報告〕
官庁事項　四
指定保安検査機関の指定に関する公示（関東東北産業保安監督部）　四
国家試験　四
平成二十六年度旅行業務取扱管理者試験の公示（観光庁）　四
〔公　告〕
諸事項　五
官庁
財団、国営土地改良事業の工事完了関係　八
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、承認援助関係　八
会社その他
会社決算公告　八

告示

○総務省告示第二百三十二号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第五十六条第一号の規定に基づき、平成二十一年総務省告示第百十三号（重要通信を行う機関を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年七月二日

総務大臣臨時代理
国務大臣　田村　憲久

表水防機関の項中「財団法人河川情報センター（昭和六十年十月一日に財団法人河川情報センターという名称で設立された法人をいう。）」を「一般財団法人河川情報センター」に改め、同表災害救助機関の項中「原子力安全・保安院　中小企業庁」を「中小企業庁」に、「環境省」を「環境省原子力規制委員会」に、「社団法人日本医師会（昭和二十二年十一月一日に社団法人日本医師会という名称で設立された法人をいう。）」を「公益社団法人日本医師会」に、「薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十一項」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十二項」に、「社団法人日本透析医会（昭和六十二年七月二十一日に社団法人日本透析医会という名称で設立された法人をいう。）」を「公益社団法人日本透析医会」に、「郵便事業株式会社　郵便局株式会社」を「日本郵便株式会社」に、「社団法人日本熱供給事業協会（平成四年十一月二十日に社団法人日本熱供給事業協会という名称で設立された法人をいう。）」を「一般社団法人日本熱供給事業協会」に、「社団法人日本エレベータ協会（昭和二十四年五月六日に社団法人エレベータ協会という名称で設立され、昭和三十六年四月十八日に社団法人日本エレベータ協会という名称に変更された法人をいう。）」を「一般社団法人日本エレベーター協会」に、「（エレベータ）」を「（エレベーター）」に改め、同表防衛に直接関係がある機関の項中「安全保障会議」を「国家安全保障会議」に改め、同表輸送の確保に直接関係がある機関の項中「関西国際空港株式会社」を「新関西国際空港株式会社」に、「財団法人日本道路交通情報センター（昭和四十五年一月一日に財団法人日本道路交通情報センターという名称で設立された法人をいう。）」を「公益財団法人日本道路交通情報センター」に、「日本